大木町立小中学校清掃業務委託仕様書

この仕様書は大木町立小中学校における清掃業務の大要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項については、発注者（学校）の指示に従い、本業務を実施するものとする。

１．業 務 名　　大木町立小中学校清掃業務委託

２．履行期間　　契約締結翌日から令和９年３月 24 日まで

３．業務場所、作業希望日

施　設　名	住　　所	作業希望日
大木町立大溝小学校	大木町大字前牟田 735	３月　６日（土） ７日（日）
大木町立木佐木小学校	大木町大字八町牟田 623	２月２７日（土） ２８日（日）
大木町立大莞小学校	大木町大字奥牟田 250	３月　６日（土） ７日（日）
大木町立大木中学校	大木町大字上八院 1234	２月２７日（土） ２８日（月）

※予備日：各校翌週

４．業務内容

別紙内訳書及び配置図参照

＜ 配置図の色 ＞

黄　色：教室等清掃箇所　　桃　色：カーペット清掃箇所

緑　色：廊下、階段清掃箇所　　青　色：ガラス清掃箇所

橙　色：トイレ清掃箇所

（１）フローリング・塩化ビニル床シート

① 塵を取り除いた後、適正洗剤を使用し、ポリッシャーで洗浄する。汚水を除去し、水拭きモップ等を用いて丁寧に拭き取る。床面乾燥後、材料に適した樹脂ワックスを塗布する。

② 体育館・武道場のアリーナの床は、床面清掃後、床面に適した体育館メンテナンス材（水、ワックスを含まないもの：株式会社グリップメソッド　ＮＯＮＳＬＩＰ同等品）を塗布する。清掃方法は、体育館、スポーツ施設等のフロア専用の方法で行うものとする。

アリーナ以外は①と同様とする。

（２）カーペット・タイルカーペット

塵を取り除いた後、適正洗剤を用いてシミを取り除き、カーペット洗浄機で洗浄する。汚れを除去し、乾燥後仕上げる。

（3）窓ガラス

清掃範囲は、校舎及び体育館等で外部に面する窓ガラスの外側と内側の両面とする。

適正洗剤を用いて汚れを除去し、スクイジーで汚水を取り除く。窓枠及びレール等の清掃も含む。

※高所の作業は安全を確保した後で実施すること。

（4）トイレ

便器及び洗面台は、それぞれの材質に適した洗剤を用いて清掃し、水垢・尿石等の汚染箇所を除去する。

床面は乾式床と湿式床があり、清掃にあたっては、塵を取り除き、水拭きモップ等で汚染箇所を除去し、水切りを行う。汚れがひどい箇所については、それぞれの材質に適した洗剤を用いて清掃し、汚染箇所を除去する。

便所内の換気扇の羽根及び枠を清掃する。

（5）ブラインド

掃除機等で塵を取り除き、水拭き又は洗剤拭きを行う。

（6）和室

塵を取り除いた後、乾拭きする。

5．提出書類

提出物	提出時期	提出部数
業務委託契約書	契約時	2部
着手届	業務着手時	1部
業務主任担当者届	業務着手時	1部
業務計画表	業務着手時	1部
業務完成届（写真添付）	業務完了時	1部
その他必要な資料	必要とする時	1部

6．一般事項

（1）材料はシックスクールに配慮したものを使用すること。

（2）作業に使用する材料は、品質良好で発注者の承諾を得たものを使用すること。

（3）清掃業務に必要な用具等（機械、器具、材料）は受注者の負担とし、業務に当たり使用する電気、水道に係る費用については、発注者の負担とする。

（4）作業前に使用する材料の写真を撮影すること。また、作業着手前、作業状況及び着手後の写真を適宜撮影し、業務完成届を提出する際に写真を添付すること。

（5）机、椅子等の搬出・搬入については、受注者が行うものとする。

（6）学校関係者及び学校利用者への安全に十分注意し、安全管理に万全を期すこと。また、高所の作業は安全を確保した後で実施すること。

７．その他

（１）作業日程等、詳細については、学校と協議の上、実施すること。

（２）この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者（学校）と協議して定めるものとする。